

平成22年6月11日

各 位

東京都渋谷区神宮前二丁目 31 番 12 号
株式会社ユナイテッドアローズ
代表取締役 社長執行役員
重 松 理
(コード番号：7606 東証第一部)
問合わせ先
計画管理室長 丹 智 司
電 話 番 号 03-5785-6637

定款変更に関するお知らせ（決議済み）

当社は、平成21年5月12日開催の取締役会において、定款の一部変更の承認を求める議案を平成21年6月23日開催の当社第20回定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

当議案については、平成21年6月23日開催の当社第20回定時株主総会にて決議済みであり、開示が遅延いたしましたことをご詫言申し上げます。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)の施行に伴い、当社定款の規定のうち、株券、実質株主および実質株主名簿に関する文言を削除し、併せてその他の文言の修正および追加等所要の変更を行うものであります。

また、株主総会および取締役会の招集権者および議長を代表取締役とするために所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

定款の変更内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年6月23日

定款変更の効力発生日 平成21年6月23日

以 上

【別紙】

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p>(株券の発行)</p> <p><u>第8条</u> <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u> (単元株式数)</p> <p>第9条 (条文省略)</p> <p>(単元未満株券の不発行)</p> <p><u>第10条</u> <u>当社は、単元未満株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u> (単元未満株式についての権利)</p> <p>第11条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について次の権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 (条文省略)</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. (条文省略) 3. 当社の株主名簿、<u>実質株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿、実質株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u> 	<p>(削除)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について次の権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. (現行どおり) 3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

行定款	変更案
<p>第13条 (条文省略) (基準日)</p> <p>第14条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。</p> <p>第15条 (条文省略) 第3章 株主総会 (招集権者及び議長)</p> <p>第16条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、<u>取締役会長又は取締役社長</u>がこれを招集し、その議長となる。<u>取締役会長及び取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第17条～第23条 (条文省略) 第4章 取締役会及び取締役会 (取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長又は取締役社長</u>がこれを招集し、その議長となる。<u>取締役会長及び取締役社長</u>に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第25条～第41条 (条文省略)</p>	<p>第11条 (現行どおり) (基準日)</p> <p>第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。</p> <p>第13条 (現行どおり) 第3章 株主総会 (招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、その議長となる。<u>代表取締役に事故があるときは</u>、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第15条～第21条 (現行どおり) 第4章 取締役会及び取締役会 (取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、その議長となる。<u>代表取締役に事故があるときは</u>、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第23条～第39条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第42条 当社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第43条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</p> <p>第44条 (条文省略) (新設)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第40条 当社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第41条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</p> <p>第42条 (現行どおり)</p> <p><u>(附則)</u></p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成及び備え置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条及び本条は、平成22年1月5日まで効力を有し、翌日をもって前条及び本条を削るものとする。</u></p>

以 上